

令和2年 鱒ヶ沢町農業委員会 第1回定例総会会議録

令和2年1月14日（火）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 3階第4委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会

◎出席委員 13名

1番	工藤 清	10番	井上 豊久
2番	神 文人	11番	兼平 昭光
3番	三上 三樹	12番	對馬 孝
4番	佐藤 松子	14番	長谷川 勝男
5番	木村 暢子		
6番	木村 賢一		
7番	兼岡 正英		
8番	工藤 修二		
9番	工藤 文信		

◎欠席委員 1名

13番 木村 重美

事務局	1. 開会 ただ今より令和2年第1回定例総会を開会致します。はじめに、長谷川会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は長谷川会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を2番の神委員、12番の對馬委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長 事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和元年12月4日 女性農業委員研修会 場 所：青森市「アップルパレス青森」 出席者：木村暢子委員、佐藤松子委員</p> <p>報告第2号 令和元年12月20日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鱒ヶ沢町役場3階第4委員会室 出席者：對馬孝委員、寺沢里志委員、事務局（太田）</p> <p>報告第3号 令和元年12月25日 農地法第5条事前調査会 場 所：舞戸町字鳴戸地内 出席者：井上豊久委員、木村暢子委員、佐藤松子委員、事務局（太田・田附）</p> <p>以上諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>5. 議案の上程 議案の上程を致します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会に係る意見について</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第4号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について（農業経営を引き続き行っていることの証明）</p> <p>以上4議案を上程致します。</p>

議長

6. 議案の審議

議案の審議に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は1議案3件です。議案は第1号です。詳細について申し上げます。

番号1

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字石神33番地1

地目 登記簿 畑

現況 樹園地

面積 6,236㎡

外畑1筆 計2筆

合計面積6,968㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

農地移動適正化あっせんによる売買での所有権移転です。

番号2

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字餅ノ沢63番地7

地目 登記簿 畑

現況 樹園地

面積 720㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

贈与による所有権移転です。

番号3

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字太平14番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 488㎡

外田1筆 計2筆

合計面積 3,143㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

贈与による所有権移転です。

以上3件を申し上げましたが、資料4頁をご覧ください。

第2項の第1号から第7号までありますが、2項の第7号をご覧ください。

冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、図面等により利用状況等調査いたしました。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

ただいま事務局より議案1号について説明がありましたが、番号1番についてあっせん委員会を開催しております。

今回のあっせん委員にあたった寺沢里志委員より結果報告をお願いします。

寺沢里志委員

それでは、農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。
議案第1号1番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。譲渡人所有の建石町字石神33番1外1筆、2筆とも登記簿地目が畑で、現況地目が樹園地となっています。その合計面積が6,968㎡の移動に関して、令和元年12月20日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の對馬孝委員の2名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を150万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10aあたりでは、約21万5千円となります。

議長

それでは議案1号について早速審議に入ります。

議案第1号につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第1号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第1号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

続きまして議案第2号農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第2号は農地法第5条転用許可にかかる意見についてであります。

提案理由は農地法第5条第1項及び同法第5条3項の規定に基づき、当農業委員会の意見を付して県知事に送付したいので審議を求めるものであります。

今総会に申請されました農地転用面積は367㎡、所有権移転が1件、一般住宅の新築であります。

資料6頁をご覧ください。番号1の申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第2種住居地域であり、農地の区分は第3種農地と判断され、許可相当と認められます。

議案2号番号1につきましては事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略します。

以上です。

議長	<p>ただいま事務局より、議案第2号の説明がございましたが、番号1の事前調査会をおこなっておりますので、当日の調査員にあたっている木村暢子委員に調査結果報告をお願いします。</p>
木村暢子委員	<p>令和元年12月25日、井上豊久委員、佐藤松子委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。</p> <p>議案第2号1番をご覧ください。</p> <p>申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。申請地は舞戸町字鳴戸133番8、面積は367㎡、登記地目は畑、現況は保全管理となっております。</p> <p>一般基準からみた判断を申し上げます。現地調査をしたところ、申請地は資料6頁の図面でもわかるとおり周辺は宅地化されており、今回の転用申請が、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。</p> <p>また、面積的にも適当と思われ、資金関係については金融機関からの融資を受けることで決定しており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。以上、現地調査の報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま報告がありました議案第2号番号1番について質問を受けます。</p> <p>何かご異議、ご質問等のある委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、それでは採決致します。議案第2号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第2号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致します。</p> <p>続きまして議案第3号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてご説明致します。7頁をご覧ください。</p> <p>1. 所有権移転 件数 0件</p>

地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²
	樹園地	0 m ²
	計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	4件	37,537 m ²
新規	2件	5,789 m ²
計	6件	43,326 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m ²
3年から5年契約	9筆	21,723 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	9筆	21,603 m ²
計	18筆	43,326 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	6名
借手農家	6名

地目別面積

田	43,326 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	43,326 m ²

3. 総地目別面積

田	43,326 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	43,326 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして詳細についてご説明致します。

番号1

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字山岸120番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,742㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で法定相続人と契約しております。

番号2

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字駒ヶ淵126番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,586㎡

外田4筆 計5筆

合計面積10,334㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小屋敷町字浮橋263番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 582㎡

外田1筆 計2筆

合計面積4,674㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 全部で5俵(玄米)で契約しております。

番号4

農地の所在 鱒ヶ沢町大字深谷町字黒森6番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 9,118㎡

外田7筆 計8筆

合計面積18,787㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

事務局

利用目的 田
期 間 15年
賃借料 10a当り2斗（玄米）で契約しております。

番号5

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨120番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2,973㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 3年

使用貸借で契約しております。

番号6

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井38番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2,816㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

議長

ただ今議案第3号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第3号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第3号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定致しました。

続きまして議案第4号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の納税猶予に関する

議長	る証明（農業経営を引き続き行っていることの証明）について事務局に説明を求めます。
事務局	<p>資料 1 1 頁をご覧ください。贈与税の納税猶予及び不動産取得税の納税猶予に関する証明についてです。</p> <p>番号 1 番から 8 番の方に関しては、生前一括贈与という形で農地を贈与しており、納税猶予を受けるためには贈与を受けた方が、適正に農地を管理していることが条件となっています。贈与を受けた農地を売買したり耕作放棄したりすると、猶予を受けている贈与税、不動産取得税を払わなければならないという罰則規定もあります。</p> <p>証明は 3 年に 1 回、税務署と西北地域県民局県税部に提出しますが、農業委員会では贈与を受けた方が適正に農地を管理している事を承認したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今議案第 4 号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第 4 号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第 4 号、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の納税猶予に関する証明（農業経営を引き続き行っていることの証明）について、原案どおり承認することに決定致します。
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>(午前 1 0 時 2 2 分)</p>
	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の総会は 2 月 1 0 日 (月) 午前 1 0 時に開催予定。

会 長 長 谷 川 勝 男

会議録署名者 神 文 人

〃 對 馬 孝